

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月27日
【会社名】	株式会社フォーサイド
【英訳名】	Forside Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 假屋 勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	常務取締役 飯田 潔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	常務取締役 飯田 潔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 550,000,000円 第10回新株予約権証券 20,000,000円 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 707,500,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行は、平成29年12月27日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株式の発行は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割合	2,000,000株	550,000,000	276,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,000,000株	550,000,000	276,000,000

(注) 発行価額の総額550,000,000円は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は274,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
275	138	100株	平成30年1月12日(金)	-	平成30年1月19日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フォーサイド 管理本部	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	25,000個
発行価額の総額	20,000,000円
発行価格	本新株予約権1個あたり金800円(新株予約権の目的である株式1株当たり8円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成30年1月12日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社フォーサイド 管理本部
払込期日	平成30年1月19日
割当日	平成30年1月12日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 福岡支店

(注)1. 新規発行新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行は、平成29年12月27日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなくなります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。</p> <p>なお、単元株式数は100株となっております。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式2,500,000株とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。但し、本欄第2項及び第3項により付与株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後付与株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項において定義される。以下同じ。)の調整を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする(但し、調整後付与株式数を求める際、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする)。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後付与株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(3)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前付与株式数、調整後付与株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、本新株予約権1個あたりの行使により交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 行使価額</p> <p>(1) 行使価額は1株あたり金275円とする。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(3) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価(本項第(4)号に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、下記の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)その他の証券若しくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、また、当該発行において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (5) 本項第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(3)号及び第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	707,500,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権者は、平成30年1月19日(本新株予約権の払込完了以降)から平成33年1月18日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社フォーサイド 管理本部 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 福岡支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価格の150%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金800円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部取得する場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする予定で
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	1. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行うときは、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本欄第2項に定める条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、当社は本欄第2項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなければならないものとする。 2. 本欄第1項の場合における条件は以下のとおりとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数 組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

	<p>(3) 承継新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。</p> <p>(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した組織再編行為後の行使価額に本項第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。但し、本新株予約権の当初の行使価額を上限とする。</p> <p>(5) 承継新株予約権を行使することができる期間 承継新株予約権を行使することができる期間は、行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、行使可能期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由は、別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。</p> <p>(7) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限 譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。</p> <p>(8) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとしします。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとしします。
2. 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記「新株予約権の内容等」の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとしします。
 4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとしします。
 5. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
 6. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,257,500,000	5,132,000	1,252,368,000

(内訳)

払込金額の総額の内訳

本新株式の発行による調達額	550,000,000円
本新株予約権の払込金額の総額	20,000,000円
本新株予約権の行使による調達額	687,500,000円
払込金額の総額（合計）	1,257,500,000円

発行諸費用の概算額の内訳

フィナンシャルアドバイザー費用 日本キャピタル証券株式会社 （代表取締役：生島 始郎、住所：大阪府大阪市北区堂山町1番5号）	1,000,000円
本新株予約権の価値算定費用 Census Asset Management株式会社 （代表取締役：青島 信吾、住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号）	1,200,000円
登録免許税	1,932,000円
その他	1,000,000円
発行諸費用の概算額（合計）	5,132,000円

(2)【手取金の使途】

差引手取概算額は、上記(1)に記載の通り1,252百万円であります。上記差引手取概算額の合計額1,252百万円については、現時点で次の、の通り充当する予定であります。本新株式の発行及び新株予約権の発行により調達される資金は全てに充当いたします。の具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
マイニングファームへの設備投資資金	564	平成30年1月～平成30年3月
マイニングファームへの追加設備投資資金	687	平成30年4月～平成32年12月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

マイニングファームへの設備投資資金

当社グループは、新たな事業ポートフォリオを構築することにより、業容の拡大と事業リスクの分散を実現する経営戦略を推進しております。

従来からの基軸事業であるコンテンツ事業に加え、当社100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社にて金融事業を行い、また、平成29年3月にアミューズメント施設向け景品制作・販売を行っております株式会社ブレイクを子会社化しプライズ事業（注）を開始し、平成29年6月に日本賃貸住宅保証機構株式会社を子会社化し不動産関連事業に取り組むなど新たな市場分野への事業参入を積極的に行っております。

(注) プライズ事業では、クレーンゲーム機やカプセル自動販売機などのアミューズメント機器用景品の企画・製作・販売をおこなっております。

当社グループでは、上記のとおり、新たな事業ポートフォリオを構築する取り組みを推進しており、その取り組みのなかで、フィンテック関連事業を新たに開始するために以下のとおり検討を進めて参りました。

平成27年4月より当社グループが開発を進めておりましたスマートフォン向け次世代SNSアプリにおいて、ネットワーク上で対等な関係にある端末間を相互に直接接続し、データを送受信する通信方式（P

2P)で電子商取引行為等を安全かつ自由に行えるサービスの提供をするための研究を進めておりました。

平成28年1月に電子記録債権を活用した新たなIT金融(フィンテック関連事業)サービスの開始に向け、システムの開発を行っておりますTranzax株式会社(本社:東京都港区虎ノ門一丁目12番9号 代表取締役社長:小倉 隆志)との関係強化のため、同社の第三者割当増資を引受けました。

平成28年3月にテックビューロ株式会社(本社:大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号、代表取締役:朝山 貴生)と業務提携し、同社が提供するブロックチェーン技術を用いた実証実験を行っております。当社グループでは、上記のとおり、新たな事業ポートフォリオを構築する取り組みを推進しております。

平成29年11月からは、カナダにてブロックチェーン・仮想通貨・マイニングに関連したサービスを提供しておりますDMG Blockchain Solutions Inc.(本社:Vancouver B.C. Canada 代表取締役会長:Chris Filiatrault 以下「DMG」と言います。)及び、日本国内にてブロックチェーン・仮想通貨・マイニングに関わるソフトウェア開発とデザイン・コンテンツ制作の実績があります株式会社プライムキャスト(本社:東京都台東区 代表取締役:青木 義行 以下「プライムキャスト」と言います。)とフィンテック関連事業の開始に向け協議しております。

この度、DMGがカナダにて提供するブロックチェーン・仮想通貨・マイニングに関連したサービスを活用し、ブロックチェーンを活用したフィンテック関連事業を当社100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社において行うことを本有価証券届出書提出日(平成29年12月27日現在)に決議いたしました。

なお、フィンテック関連事業に関しましては、新たに開始される事業のため、新たに報告セグメントに追加いたします。

新たな事業(フィンテック関連事業)の内容

当社100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社においてフィンテック関連事業を新たに行います。

DMG及びプライムキャストとの協力関係を強化していくことにより、当社が進めている、「オンラインショッピング決済」や「スマートフォン電子決済」を始めとしたインパウンドビジネスの対策強化として、両社の仮想通貨に関連したブロックチェーン技術を活かし、仮想通貨を利用したサービスの拡充に取り組んでまいります。

DMGの提供するサービスを活用し、まずは自社のマイニングファーム(採掘工場:ビットコインやイーサリアム等を代表とした仮想通貨の生成を行う作業を行う)をカナダに新規開設し、マイニングによって生成した仮想通貨の保有者となり売買を行うマイニング事業を行います。

また、カナダにおいて複数のマイニング工場を運営しているDMGと共にマイニング事業の拡大を進め、DMGと協力関係にあるプライムキャストとも連携することで、今後は国内を含めたマイニング事業の展開を計画しております。

本新株式の発行による調達額及び本新株予約権の発行による調達額564百万円を当社100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社にて行うフィンテック関連事業のマイニング事業の設備投資資金に充当いたします。その内訳としましては、平成30年1月から平成30年3月までにマイニングファームのコンピュータ機器の購入に447百万円、マイニングファームのコンピュータ機器の設置及び設定費用に117百万円充当いたします。なお、当社グループの設備投資計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載の通りです。

マイニングファームへの追加設備投資資金

本新株予約権の行使による調達額687百万円を当社100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社にて行うフィンテック関連事業における、マイニングファームの生産能力向上のためマイニングファームの拡張に伴う設備投資に充当いたします。その内訳としましては、平成30年4月から平成32年12月までに、マイニングファームのコンピュータ機器の追加購入に548百万円、コンピュータ機器の追加購入による設置及び設定費用に138百万円充当いたします。

なお、平成29年6月2日に発行した第8回フォーサイド新株予約権につきましては、「行使可能期間中の10連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた10連続取引日)のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使するべき旨を指示(以下「行使指示」という)することができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から10取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならないものとする」特約が定められております。

しかしながら、本有価証券届出書提出日(平成29年12月27日現在)までに、当該新株予約権の行使による調達額192百万円での投資用不動産の取得は、当社グループのニーズにあった物件の選定が出来ておらず、行使指示を行っておりません。また、現時点で4物件の選定を行っており投資用不動産の取得を進めていることから、本新規発行による手取金の使途には充ちいたしません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Eastmore Strategies Limited
	本店の所在地	DMS House, 20 Genesis Close, PO Box 1344, Grand Cayman, KY1 - 1108 Cayman Islands.
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル 代表取締役グループ・カントリー・ヘッド ラファエル・シェミナ 代表取締役社長 島本 幸治
	代表者の役職及び氏名	非業務執行取締役 Jason Fitzgerald
	組成目的	投資事業
	出資額	払込資本金：50,000米ドル 純資産：5,072,472米ドル
	主たる出資者及び出資比率	Eastmore Global, Ltd. 100%
	業務執行組合員等に関する事項	Eastmore Global, Ltd
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(業務執行組合員等に関する事項)

a. 業務執行組合員等の概要	名称	Eastmore Global, Ltd
	本店の所在地	DMS House, 20 Genesis Close, PO Box 1344, Grand Cayman, KY1 - 1108 Cayman Islands.
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director Jason Fitzgerald Director Kevin Phillip
	組成目的	投資事業
	出資額	払込資本金：259米ドル 純資産：37,121,000米ドル
	主たる出資者及び出資比率	Eastmore Holdings, Ltd 100%
	業務執行組合員等に関する事項	Eastmore Holdings, Ltd
b. 提出者と業務執行組合員等との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(業務執行組員等に関する事項)

a. 業務執行組員等の概要	名称	Eastmore Holdings, Ltd
	本店の所在地	Vistra Corporate Services Centre, Second Floor, The Quadrant, Manglier Street, Victoria, Mahe, Republic of Seychelles
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director : David Subotic Director : Sasha M Szabo
	事業内容	投資事業
	資本金	1,000,000米ドル
	主たる出資者及び出資比率	David Subotic 50% Sasha M Szabo 50%
b. 提出者と業務執行組員等との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の得られる先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、当社は、複数の候補先に当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状説明を行ってまいりました。しかしながら、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズにあうスキームを充足し得る先がないなか、当社と平成29年11月に本第三者割当増資に関わるフィナンシャルアドバイザー契約を締結しました日本キャピタル証券株式会社(大阪府大阪市北区堂山町1番5号 代表取締役 生島 始郎)に相談し、提案を受けた本第三者割当増資による資金調達方法が、株式の希薄化に一時的な影響を抑制しつつ、機動的な資金調達を実施したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。

当社は、平成29年11月に日本キャピタル証券の紹介によりEastmore Management, LLC(本社: 40 Wall Street, 17th Floor, NY, 10005, USA 代表取締役: Sasha Sxabo)を紹介され、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社のブロックチェーン技術を活用した、フィンテック関連事業について理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。

割当予定先であるEastmore Strategies Limitedは、Eastmore Global, Ltdが100%出資しており、Eastmore Global, LtdはEastmore Holdings, Ltdの100%子会社であります。

Eastmore Holdings, LtdはEastmore Management, LLCを設立した2人のパートナーによって設立されたEastmore Strategies Limited及びEastmore Global, Ltdの持株会社であります。Eastmore Management, LLCはEastmoreグループ各企業の投資顧問を務め資産の運用管理を行っております。Eastmore Management, LLCは2014年に米国にて3人のパートナーによって設立されたオルタナティブ投資会社であり、現在米国と香港に拠点を構えており、まだ市場には見出されていないアルファを求めるという運用哲学の元、クオンツ、スペシャルシチュエーションズ、ロング・ショート、ファンダメンタルズといった様々な運用・手法を用いて投資を行っております。同社の運用チームのコアメンバーは平均して15年以上の経験を持っております。特に、クオンツリサーチおよびクオンツ運用技術の開発を通して、同社は投資に関わるポートフォリオ運用及び流動性リスク等を素早く分析し、適切な運用をする点に強みを発揮してきました。運用アセットの総規模は公開されておりませんが、Eastmore Management, LLCの案内資料によると平成29年10月の時点において少なくとも50百万米ドルを様々なアセットを用いて運用しております。

株式貸借に関する契約

本第三者割当増資に際し、平成29年12月28日以降にレクセム株式会社(本社: 東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号 代表取締役社長: 千原 紀男)と割当予定先の間で、株式消費貸借契約を締結する予定です。その株式消費貸借契約により、レクセム株式会社は当社の株式130万株を割当予定先に貸し付ける予定です。割当予定先によれば、契約締結日から払込期日の前日であります平成30年1月18日までの間に、法令又は東京証券取引所の定めるルールの範囲内で、貸借した株式の全部又は一部を市場で売却することを予定しているとのこととです。

貸借した株式130万株については、本第三者割当増資にて割り当てた株式及び市場で買い戻した株式にて弁済期日であります平成30年1月31日に返却される予定です。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株式2,000,000株

本新株予約権の目的である株式の総数2,500,000株

e . 株券等の保有方針

割当予定先であるEastmore Strategies Limitedは、純投資を目的としています。また、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、当社の株価推移により適宜ご判断の上、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を口頭で確認しています。また、Eastmore Strategies Limitedからは当社の株価が行使価額を上回っていることが前提となりますが、資金需要に応じて本新株予約権を行使する旨の意向表明を口頭で受けています。加えて、当社の企業価値及び株式価値を向上させることに十分に配慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却することにより利益を得る純投資の目的に基づき保有する旨の意向であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、長期保有は見込まれない予定です。

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、平成29年12月5日及び平成29年12月18日時点における割当予定先であるEastmore Strategies Limitedのプライムブローカーのステートメントを確認しておりますが、本新株式及び本新株予約権の発行による払込み及び本新株予約権の行使のために約13億円の資金が必要になるところ、Eastmore Global, Ltdからの出資金及びEastmore Management, LLCからの借入金(金額:3,000,000米ドル 返済期限:2018年(平成30年)12月17日 金利:2.5%)を含め保有財産として確認できているのはその70%程度です。割当予定先であるEastmore Strategies Limitedからは、本新株予約権の行使期間は3年間であり、当該自己資金に加えてEastmore Management, LLCからの借入金で行使をする方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の大部分を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確認しており、財産確認として問題ないと判断いたしました。

なお、Eastmore Management, LLCから借入れる資金につきましてはEastmore Management, LLCの自己資金の一部より充当されると口頭で確認しております。

g . 割当予定先の実態

今回の株式引き受け契約締結に先立ち、割当予定先及び割当予定先の株主及び代表者の実態や、反社会的勢力に関係する特定の団体あるいは関係者にあたらないのかといった観点から調査を行いました。

具体的には、当社は、割当予定先であるEastmore Strategies Limitedと共通の出資者の支配下にあり、割当予定先の資産の運用管理を行うEastmore Management, LLCと直接、面談・ヒアリングを実施しました。また、割当予定先に係る会社謄本等の閲覧及びインターネット調査を実施し、割当予定先及び割当予定先の役員、並びに主要株主(以下「割当予定先等」といいます。)が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認しております。

また、上記に加え、割当予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、割当予定先等が犯罪歴を有するか否か、並びに警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、独自に専門の信用調査機関(株式会社セキュリティー&リサーチ 東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役社長 羽田寿次)に調査を依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認いたしました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

本新株式及び本新株予約権の行使後の株式につきましては、譲渡制限は付されておられません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

当社は、本新株式の発行価格を決定するにあたっては、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日(平成29年12月26日)における当社普通株式の普通取引の終値302円を勘案し、割当予定先とも協議いたしました結果、275円とすることとしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日における当社普通株式の普通取引の終値である1株当たり302円から9.00%のディスカウント、同日までの1ヶ月平均株価280円から1.78%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価291円から5.49%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価323円から14.86%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」といいます。)にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価格)に0.9を乗じた額以上の価格であること。」に準拠するものであることを根拠としております。

また、発行価格の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが必要であると考えております。当社といたしましては、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断しました。さらに、発行価格について取締役会決議日の直前営業日(平成29年12月26日)の終値からディスカウント率を9.00%とした経緯につきましては、当社と各割当予定先との間で、発行価格について、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を前提として、最終交渉を行いました。割当予定先であるEastmore Strategies Limitedから、日証協指針に準拠した範囲内でのディスカウントの要望があり、当社としては既存株主への株式の希薄化、発行価格の影響度、直近の資金需要、並びに日証協指針の準拠等を慎重に検討しつつ、各割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があると判断しました。

よって当社は、本新株式の発行価額は、上記の理由により、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)からは、払込金額の検討は、上記指針も勘案して発行価格が決定されていること、並びに参考とした市場価格は取締役会決議日の直前営業日の価格であり、当社の状況が市場価格に反映されていると考えられることから、上記算定根拠による発行価格が有利発行には当たらず、決定手続きはすべて適法適正に行われており、その判断も妥当である旨の意見表明を受けております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関であるCensus Asset Management株式会社(本社:東京都港区赤坂一丁目12番32号 代表取締役:青島 信吾)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(302円)、権利行使価格(275円)、配当率(0.0%)、権利行使期間(3年)、無リスク利率(-0.121%)、株価変動性(62.65%)、当社の行動(割当予定先の権利行使を待つものとする。ただし、当社の株価(終値)が新株予約権の行使価額に150%を乗じた価格を上回った場合に、残存する新株予約権を2週間後に発行価格により取得するものとする。)並びに割当予定先の行動(株価が権利行使価格以上の場合、1日に60個ずつ権利行使を行い、行使により得た株式は1日あたり売買出来高の約2%を目処に売却し、全て売却した後次の権利行使を行うものとする)について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権を1個当たり800円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を800円(1株当たり8円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年12月26日)における当社普通株式の普通取引の終値である1株当たり302円に9.00%のディスカウントした275円に決定いたしました。行使価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均280円に対するダウン率は1.78%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均291円に対するダウン率は5.49%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均323円に対するダウン率は14.86%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額は、Census Asset Management株式会社の算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)からは、Census Asset Management株式会社は、本件資金調達に係る公正価値評価の業務委託契約を除き、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、Census Asset Management株式会社は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、Census Asset Management株式会社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してCensus Asset Management株式会社が

ら説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はCensus Asset Management株式会社によって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数2,000,000株(議決権数20,000個)であり、平成29年11月30日現在の当社発行済株式総数27,775,204株に対し7.20%(平成29年11月30日現在の当社議決権個数270,618個に対しては7.39%)、本新株予約権の行使による発行株式数は2,500,000株(議決権数25,000個)であり、発行済株式総数に対し9.00%(議決権個数に対しては9.24%)であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は既存の発行済株式総数に対し16.20%(議決権個数に対しては16.63%)であり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

本新株式の発行及び本新株予約権の行使により発行される予定の当社普通株式数につき、割当予定先は、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヵ月間における1日当たりの平均出来高は1,860,886株(本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数2,500,000株の74.43%程度)であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数2,500,000株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は3,401株となり、上記1日当たりの出来高の0.18%程度であるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものにとどまることが期待できると考えております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり275円であります。これは平成29年12月期第3四半期の1株当たり純資産53.40円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

当社は、本新株式及び本新株予約権により調達した資金の大部分をフィンテック関連事業の初期開発及び運用費並びにフィンテック関連事業の拡大に厳選して投下し当社の経営の安定化を図ることにより、最終損益の黒字を達成し、1株当たり当期純利益の増加を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当は、新規に発行される株式数は2,000,000株(議決権20,000個)であり、また、本新株予約権の行使により新たに発行される株式数は2,500,000株(議決権25,000個)であります。このため、既存の普通株式の議決権270,618個については、16.63%(本新株式により7.39%、本新株予約権により9.24%)の希薄化が生じることになります。希薄化率が25%未満であることおよび支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(本届出書による割当後の大株主の状況)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
R - 1 第 1 号投資事業有限責任 組合	東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 1 号	3,208,600	11.86%	3,208,600	10.17%
Eastmore Strategies Limited	DMS House, 20 Genesis Close, PO Box 1344, Grand Cayman, KY1 - 1108 Cayman Islands.			4,500,000	14.26%
レクセム株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 1 号	1,793,700	6.63%	1,793,000	5.68%
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	1,158,600	4.28%	1,158,600	3.67%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 丁目 4 番	819,200	3.03%	819,200	2.60%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁 目 2 番 10 号	662,200	2.45%	662,200	2.10%
小林 浩之	東京都荒川区	300,000	1.11%	300,000	0.95%
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号	289,480	1.07%	289,480	0.92%
富田 顕嗣	群馬県富岡市	285,000	1.05%	285,000	0.90%
下口 達次	東京都台東区	217,500	0.8%	217,500	0.69%
計		8,516,780	31.47%	13,324,280	41.93%

(注) 1. 所有株式数は、平成29年6月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の所有株式数」は、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年12月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」に変更はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年12月27日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日（平成29年12月27日）現在以下のとおりとなっております。

国内子会社

会社名	事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 （百万円）		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増 加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
フォーサイド フィナン シャルサー ビス株式会 社	マイニング ファーム （カナダ ブリティッ シュコロン ピア州）	フィンテック 関連事業 （注1）	コンピュー タ機器一式	564	-	新株式の発 行及び新株 予約権の発 行による調 達	平成30年 1月	平成30年 3月	（注2）
	マイニング ファーム （カナダ ブリティッ シュコロン ピア州）	フィンテック 関連事業 （注1）	コンピュー タ機器一式	687	-	新株予約権 の行使によ る調達	平成30年 4月	平成32年 12月	（注2）
合計				1,252					

（注）1．フィンテック関連事業に関しましては、新たに開始される事業のため、新たに報告セグメントに追加いたします。

2．完成後の増加能力については、新たに開始される事業のため合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況 (5) 発行済み株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年12月27日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金増減額 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年6月2日 (注1)	1,793,700	27,075,004	200,894	726,184	199,101	624,390
平成29年7月19日～ 平成29年8月30日まで (注2)	700,000	27,775,204	79,730	805,914	79,730	704,120

(注) 1. 第三者割当増資(発行価格223円、資本組入額112円、払込金総額399,995千円)による増加であります。
2. 第6回新株予約権の行使による増加であります。

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期事業年度)の提出日(平成29年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年12月27日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成29年4月6日 関東財務局長に提出)

提出理由

平成29年3月30日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加整備するものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、假屋勝、泉信彦、飯田潔、濱田卓二郎及び伊藤尚之を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、法木右近を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	82,388	1,401	-	(注)1	可決(95.67%)
第2号議案				(注)2	
假屋 勝	82,166	1,625	-		可決(95.41%)
泉 信彦	81,862	1,929	-		可決(95.06%)
飯田 潔	81,866	1,925	-		可決(95.06%)
濱田 卓二郎	82,156	1,635	-		可決(95.40%)
伊藤 尚之	82,185	1,606	-		可決(95.43%)
第3号議案				(注)2	
法木 右近	82,150	1,601	-		可決(95.43%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(平成29年10月27日 関東財務局長に提出)

提出理由

当社は、平成29年10月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役並びに従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

報告内容

イ 銘柄 株式会社フォーサイド 第9回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

13,500個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,350,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるCensus Asset Management株式会社(代表取締役 青島 信吾 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号)が、当社の株価情報等を考慮して、新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成29年10月26日の株式会社東京証券取引所における当社株価の終値288円/株、株価変動性68.03%、配当利回り0%、無リスク利率-0.145%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額288円、満期までの期間2年、当社の株価(終値)が新株予約権の行使価額に200%を乗じた価格を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする一方、一定期間中、当社の株価(終値)が、一度でも新株予約権の行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合には、行使することを義務付ける)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額であり、特に有利な金額には該当しないため決定したものである。

(3) 発行価額の総額

390,150,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年10月26日)の株式会社東京証券取引所における当社株価の終値と同額の金288円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成29年11月13日から平成31年11月12日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(但し、上記(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に200%を乗じた価格を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(但し、上記(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

八 新株予約権の割当日

平成29年11月13日

二 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ホ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記口(4)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記口(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記ホ(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記口(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記口(6)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記口(7)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(9)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記二に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- へ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- ト 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成29年11月13日
- チ 申込期日
平成29年11月2日
- リ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役並びに従業員 23名 13,500個
- 又 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日	平成29年3月30日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日	平成29年3月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第18期第3四半期)	自 至	平成29年7月1日 平成29年9月30日	平成29年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月27日

株式会社フォーサイド

取締役会 御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士 松澤 博昭 印

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山 光浩 印

<財務諸表監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーサイドの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーサイド及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月10日開催の取締役会において、株式会社ブレイクの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

これらの事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォーサイドの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、株式会社フォーサイドが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月27日

株式会社フォーサイド

取締役会 御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士 松澤 博昭 印

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山 光浩 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーサイドの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーサイドの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月10日開催の取締役会において、株式会社ブレイクの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

これらの事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

株式会社フォーサイド

取締役会 御中

松澤公認会計士事務所

公認会計士 松澤 博昭 印

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山 光浩 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーサイドの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォーサイド及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載の通り、平成29年10月27日開催の取締役会において、新株予約権(当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の従業員に対する有償ストック・オプション)の発行が決議されて、平成29年11月13日に発行が行われた。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。